

道民の健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進専門部会 設置要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">道民の健康づくり推進協議会地域・職域連携推進専門部会 設置要領</p> <p>1 目的（略）</p> <p>2 議題（略）</p> <p>3 構成 (1) 部会は、15名以内の委員で構成し、<u>道民の健康づくり推進協議会の委員及び地域保健、職域保健及びその他関係機関・団体の関係者のうちから、必要に応じ招集する特別委員で組織する。</u> (2) （略）</p> <p>4 運営（略）</p>	<p style="text-align: center;">道民の健康づくり推進協議会地域・職域連携推進専門部会 設置要領</p> <p>1 目的 道民の健康づくり推進協議会設置要領の5の(1)の規定に基づき、地域保健と職域保健が連携（以下「地域・職域連携」という。）し、生涯を通じた生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）予防対策を推進することを目的として、道民の健康づくり推進協議会地域・職域連携推進専門部会（以下「部会」という。）を設置する。</p> <p>2 議題 (1) 生涯を通じた生活習慣病予防対策に関すること (2) 地域・職域連携の推進に関すること (1) その他必要な健康課題に関すること</p> <p>3 構成 (1) 部会は15名以内の委員で構成し、地域保健、職域保健及びその他の関係機関・団体の関係者のうちから、道民の健康づくり推進協議会の委員長が指名する。 (2) 部会の委員の任期は2年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 運営 (1) 部会の会議は、道民の健康づくり推進協議会設置要領5の(3)の規定に基づき、道民の健康づくり推進協議会の委員長が招集し、主催する。 (2) 部会には、委員の互選により部会長及び副部会長を置く。 (3) 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。 (4) 部会長が特に必要と認めたときは、部会の委員以外の者に部</p>

5 その他

(1) (略)

(2) (略)

附則

この要領は、平成17年11月11日から施行する。

附則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月24日から施行する。

附則

この要領は、平成22年6月14日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月14日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月10日から施行する。

附則

この要領は、令和3年(2020年) 月 日 から施行する。

会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 その他

(1) (略)

(2) (略)

附則

この要領は、平成17年11月11日から施行する。

附則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月24日から施行する。

附則

この要領は、平成22年6月14日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月14日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月10日から施行する